

名古屋港における水素燃料電池換装型荷役機械等の導入促進事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 名古屋港における水素燃料電池換装型荷役機械等の導入促進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第232条の2及び名古屋港管理組合補助金等交付規則(平成19年名古屋港管理組合規則第9号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、名古屋港において水素燃料電池換装型荷役機械等の導入を促進し、名古屋港の脱炭素化を推進するとともに、2050年カーボンニュートラルポートの形成に取り組むことで、名古屋港の新たな価値の創出と国際競争力の強化を図ることを目的に、名古屋港のコンテナターミナルの管理運営会社及び港湾運送事業者(港湾運送事業法(昭和26年法律第161号)第3条第1号の一般港湾運送事業の許可を受けたものをいう。以下同じ。)等に対して、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「荷役機械」とは、タイヤ式門型クレーン(Rubber Tired Gantry crane)(以下「RTG」という。)のことで、本船荷役のためにヤードと構内トレーラーの間のコンテナ受渡しといったヤード内荷役を行う機械のことをいう。
- (2) 「水素燃料電池換装型」とは、ディーゼルエンジンを将来的に水素燃料電池に換装することが出来るものを指し、水素燃料電池を動力源として稼働することで温室効果ガスを排出しない荷役機械のことをいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、将来の名古屋港における水素需要創出に寄与するため、名古屋港において使用する、以下のRTGを導入する事業(以下「補助対象事業」という。)とする。ただし、既存荷役機械の改良は、補助対象事業に含めないものとする。

- (1) 名古屋港において使用する水素燃料電池への換装が可能なRTG
- (2) 名古屋港において使用する水素エネルギーで稼働するRTG

2 前項に定める事業は、補助金を交付した効果が相当程度の期間持続すると見込めなければならない。

(補助対象者)

第5条 補助対象者は、名古屋港のコンテナターミナルの管理運営会社及び名古屋港で事業を営む港湾運送事業者、又はこの事業者と同等であると名古屋港管理組合管理者(以下「管理者」という。)が認める事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

- (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等(暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。)に該当する者があるもの

(補助対象経費)

第6条 本補助金の対象となる経費は、第4条に規定する補助対象事業について、管理者が適当と認めた事業に係る別表に掲げる経費とする。

- 2 前項の経費について、第2条に規定する目的を助長、奨励する効果が期待できるとして管理者が必要と認めるときは、交付決定の前に既に実施済み又は実施中の事業に係る経費についても交付の対象とすることができる。

(補助率及び補助金上限額)

第7条 RTG1基当たりの補助金の額は、導入する RTG と同程度、同等仕様の従来機(水素燃料電池への換装が可能な又は水素エネルギーで稼働する RTG 以外の RTG をいう。)の価格と前条に規定する補助対象経費との差額の3分の1、かつ、本補助金以外の国、県又は市区町村等から交付決定がなされた、又はなされる予定の補助額等を当該差額から差し引いた金額とし、1千万円を上限とする。

- 2 算出された額の合計に1万円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(別記第1号様式)に管理者が必要と認める書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

- 2 補助金交付申請書の提出期限は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助対象事業の完了した日の属する年度の2月28日のいずれか早い日までとする。ただし、やむを得ない理由により、管理者が必要と認める場合は、その期日を延長することができる。

(補助金の交付決定及び通知)

第9条 管理者は、前条の規定により補助金交付申請書等を受理したときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、名古屋港管理組合の予算の範囲内で補助金の交付を決定する。

- 2 補助金の額は、第7条に基づき算定した額で交付決定を行うこととする。
3 管理者は、補助金の交付決定をしたときは、その旨を補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により、補助金の交付の決定を受けたもの(以下「交付決定事業者」という。)に通知する。

(交付の条件)

第10条 管理者は、前条第1項の規定による補助金の交付決定に当たっては、補助対象事業の目的を達成するため、交付決定事業者に対し、交付の条件として、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。)で定めている耐用年数を経過するまでの間、名古屋港内において、継続してRTGを稼働させること。ただし、第21条第1項の規定に基づき、管理者の承認を受けたものについてはこの限りではない。
(2) 交付決定事業者は、名古屋港における温室効果ガスの削減及び導入したRTGにおける水素エネルギー

一の導入又は利用に向けて積極的に取り組むこと。

- (3) 補助対象事業に要する経費を変更(軽微な変更を除く。)しようとするときは、管理者の承認を受けるべきこと。
- (4) 補助対象事業等の内容の変更(軽微な変更を除く。)しようとするときは、管理者の承認を受けるべきこと。
- (5) 補助対象事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとするときは、管理者の承認を受けるべきこと。
- (6) 管理者が第 17 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合は、これに従うこと。
- (7) 管理者が第 18 条第 1 項の規定により補助金の全部又は一部の返還を請求した場合は、管理者が指定する期日までに返還するとともに、第 19 条第 1 項の規定に基づき違約加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第 20 条第 1 項の規定に基づき延滞金を納付すること。
- (8) 交付決定事業者は、管理者が補助対象事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応じること。

(補助金の交付申請の撤回)

第11条 交付決定事業者が第9条第3項の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、当該通知受領後 14 日以内に、申請の撤回をすることができる。

(補助対象事業の内容等の変更又は中止等)

第12条 交付決定事業者は、第9条第3項の規定による補助金の交付決定後の事情の変更により次のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更・中止承認申請書(別記第3号様式)を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りではない。

- (1) 補助対象事業に要する経費を変更しようとするとき。
 - (2) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。
 - (3) 補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 管理者は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、その内容を適当と認めるときは、名古屋港管理組合の予算の範囲内でこれを承認する。なお、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請内容に修正を加え、又は条件を付して承認することができる。
- 3 管理者は、前項の承認をしたときは、補助金変更・中止承認通知書(別記第4号様式)により、第1項の申請をした交付決定事業者へ通知する。

(実績報告)

第13条 交付決定事業者は、補助対象事業が完了したとき、又は補助対象事業の廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日以内に実績報告書(別記第5号様式)を作成し、必要な書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

2 実績報告書の提出期限は、補助対象事業が完了した日または補助対象事業の廃止の承認を受けた日から

起算して30日を経過した日又は補助対象事業の完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までとする。ただし、補助対象事業の完了後に交付決定事業者となった者にあつては、補助金交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助対象事業の完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

(補助金の額の確定)

第14条 管理者は、実績報告書の提出があつたときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の額を確定し、補助金確定額通知書(別記第6号様式)により速やかに交付決定事業者に通知する。

(是正のための措置)

第15条 管理者は、前条の規定による調査等の結果、補助対象事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業につき、これに適合させるための処置をとることを命じるものとする。

(補助金の支払及び請求)

第16条 管理者は、第14条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、補助金を支払うものとする。

2 交付決定事業者は、補助金の支払を受けるため、第14条による補助金の確定額通知を受けた後、速やかに請求書を管理者に提出しなければならない。

3 管理者は、前項に規定する請求書を受理した日から30日以内に補助金を支払わなければならない。

(決定の取消し)

第17条 管理者は、交付決定事業者が次のいずれかに該当した場合は、当該事業者に対して補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 法令等又はこの要綱に基づく管理者の指示等に従わない場合

(2) 交付決定通知のもととなった交付申請(第12条の変更の承認等を受けた場合は承認後のもの)の内容と異なる使用等をした場合

(3) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適當な行為をした場合

2 前項の規定は、第14条の規定により交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

3 第1項の規定に基づき取消しを決定した場合は、補助金交付決定取消通知書(別記第7号様式)により当該交付決定事業者に通知する。

(補助金の返還)

第18条 管理者は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命じるものとする。

2 第14条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

(違約加算金)

第19条 管理者が、前条第1項の規定により補助金の返還を命じたときは、交付決定事業者は、当該命令に係る補助金の受領日から納期日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年14.6%の割合(年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した違約加算金を納付しなければならない。

2 前項の規定により違約加算金の納付が命ぜられた場合において、納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金)

第20条 交付決定事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年14.6%の割合(年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した延滞金を納付しなければならない。

(財産処分の制限及び処分等に伴う収入の納付)

第21条 補助対象事業により取得した財産については、省令で定めている耐用年数を経過するまで、管理者の承認を受けずに、第2条の規定に定めるこの補助対象事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

2 交付決定事業者が前項の規定により管理者の承認を受けて財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、管理者は、この収入の全部又は一部を納付させることができる。

(財産管理)

第22条 交付決定事業者は、補助対象事業により取得した財産については、台帳の管理及び物品への表示等、事業の完了後においても善良な財産管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運用を図らなければならない。

(帳簿の整理)

第23条 交付決定事業者は、補助金と補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業により取得した財産が省令で定めている耐用年数を経過するまで(補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日の属する年度の終了後の5年間)保存しておかななければならない。

(事業成果の調査及び公表)

第24条 管理者は、必要があると認めるときは、交付決定事業者に対して必要な報告をさせ、又は職員に帳簿、書類等を調査させることができるほか、交付決定事業者名、取組内容等を公表することができるものとする。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、補助対象事業の実施及び補助金の交付に関し必要な事項は、管理者が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月19日から施行する。

別表 補助対象経費(第6条関係)

事項	内容
補助対象経費	(1) RTG本体の購入経費 (2) その他補助対象事業の目的と照らし管理者が必要と認める費用
補助対象外経費	(1) 本事業に係る人件費 (2) 本事業以外に係る費用と明確に区別ができない経費(RTG本体以外の設備費用、移送などに要する役務費等) (3) 補助対象(使途、単価、規模等)の確認ができない経費 (4) 事務費などの間接経費(振込手数料、収入印紙代等) (5) 消費税及び地方消費税 (6) 公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費